国際比較研究における公的統計の活用について

村上あかね

1. はじめに

(1) 本稿の目的

本稿の目的は、ユーロスタット(Eurostat)が提供している個票データ¹⁾の利用手続きについて解説することである。ユーロスタットは EU(欧州連合)の統計局(Statistical Office)であり、事務局はルクセンブルクに置かれている。民主的な社会は客観的で信頼できる統計という確固とした基盤がなければ適切に機能しないという理念のもと、EU の関連諸機関、各国政府、企業、教育機関、報道機関、国民にたいして高品質で広範囲の興味深いデータを提供することを使命としている。ユーロスタットのウェブサイトによれば、ユーロスタット自身はデータを収集しておらず、各国の統計局が収集したデータが比較可能になるように整備しているという。

EU 加盟国ではない日本の大学・研究機関に所属している研究者もユーロスタットが提供 している個票データを利用できるが、以前に比べて利用手続きが大きく変更され、複雑な手 続きや関係各所との調整が必要となった。本稿が、関係者に有益なものであれば幸いである。

(2) 社会調査の役割と2次分析の普及

社会調査などの方法で収集されたデータは、学術研究にとどまらず、民主的な社会を実現するために重要な役割を果たして続けてきたし、その重要性はますます高まっている。人口減少、少子高齢化をはじめとするさまざまな社会的な課題を抱えている日本社会の現状を適切に把握し、適切な政策を立案するために、政府や自治体が収集する公的な統計データは欠かせない。

学術研究の領域においては、独自のデータ収集によって得たデータの分析は依然として重要だが、世界的でも日本でもデータアーカイブから提供されている個票データを用いた2次

¹⁾ 個票データとは、個人、世帯または企業の情報を含む記録のセットから構成される。公的統計において、個票データは集計情報(通常は集計表)の生成に用いられる(Eurostat)。公的統計とは、「国の行政機関・地方公共団体などが作成する統計」で、「統計調査により作成される統計(調査統計)のほか、業務データを集計することにより作成される統計(いわゆる「業務統計」)や他の統計を加工することにより作成される統計(加工統計)についても公的統計に該当」すると定義される(総務省)。

キーワード:公的統計、国際比較、ユーロスタット、秘匿性、公共財

世界ではアメリカの ICPSR (The Inter-university Consortium for Political and Social Research), ヨーロッパの CESSDA (The Consortium of European Social Science Data Archives) などのデータアーカイブが知られているが, 日本における代表的なデータアーカイブには東京大学社会科学研究所 SSJ データアーカイブ, 立教大学 RUDA がある²⁾。その他には, データアーカイブとは名乗っていないものの慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センターにおいても複数のパネル調査の個票データが提供されている。

公的統計の集計表は長く利用されており、そこからも多くの情報を読み取ることができるが、問題関心に沿った分析をするためには、集計表の整理や加工は自由度が低い。しかし、データアーカイブが普及しても、公的統計の個票データの分析は旧統計法で目的外利用に厳しい制限が課せられていたために事実上困難であった³⁾。

ところが、平成19年(2007年)の統計法の改正(総務省)は公的統計の個票データ分析への道を大きく切り拓いた(中村 2017)。伊藤・石田・藤原・三輪(2017)は、「公的統計データの個票データにアクセス可能となったことは、社会学の研究者にとっても、非常に意義が大きい。一般の社会調査に比して、公的統計調査は、調査主体や根拠法の存在などからみて、格式が高い。予算や標本の規模、回収状況、調査設計からみて、精度が高い。つまり、より良質な調査データであるわけだから、公的統計の個票データを用いることで、より確かな社会分析が可能となる。さらには、莫大な標本を有するおかげで、相対的にレアな集団の分析にも手が届くようになるのである。ただし、公的統計の個票データへのアクセスは、決して容易ではない」と述べ、日本の公的統計の利用手続きや得られた成果を具体的に解説して

²⁾ 札幌学院大学「社会・意識調査データベース作成プロジェクト」SORD (Social and Opinion Research Database Project) は日本におけるデータアーカイブの先駆けであったが、現在、活動を停止している。大阪大学 SRDQ (Social Research Database on Questionnaires) のように個票データの貸し出しは行っていないが、オンラインで集計できるシステムを提供しているものもある。

³⁾ そもそも、木下 (2013:8) が述べるように、社会調査のルーツである人口調査は「権力のための道具」であったという側面がある。

⁴⁾ そのため、2019年2月に報道された厚生労働省「毎月勤労統計」調査における「不正」は学界でも大きな衝撃を持って受け止められた。

いる。

大学や研究機関の財政基盤は厳しくなり、社会調査のための費用を競争的資金の獲得によって維持しつづけることは難しい。質問項目の制約はあったとしても、公的統計が継続して実施され、利用が可能になった状況は研究者にとって魅力的だといえよう⁵。

そして、他の国と比較を行うことは、日本について研究したり、日本の課題を解決するうえで有効である。たとえば、鎮目・近藤(2013:1)は、「現在、多くの国で福祉国家の再編が国民の強い関心を集めている。……(中略)……。しかし、福祉国家は、冷静な議論が難しい領域のようだ。時としてイデオロギーが前面に出て、お互いに持論を展開するにとどまってしまう。また、直感や印象に基づいて意見が述べられる場合もあるので、生産的な議論になりにくい。……(中略)……。こうした問題を解決する一助となるのは、直感や印象によった議論をする前に、データに依拠し、歴史を振り返りながら、日本の福祉国家の特徴をつかみとるという作業だろう。そして、日本の特徴をとらえるためには、世界各国の福祉国家と比較するという手続きが有効だろう」と述べる。社会科学の世界では ISSP (International Social Survey Programme)、WVS (the World Values Survey)、AsiaBarometer (アジア・バロメーター調査) など国際比較可能な大規模調査があるが、たとえばイングルハート(2018=2019)は WVS (世界価値観調査) や EVS (ヨーロッパ価値観調査) を用いて社会が脱工業化社会に移行するにつれて人々の価値観も「物質主義」から「脱物質主義」へ移行するという進化論的近代化論の検証を通して理論の発展を目指してきた。

このように現代社会の分析にとってデータは欠かせない。しかし、インタビューなどの質的調査、質問紙調査などの量的調査のいずれにせよ、海外でのデータ収集には困難が多い。何をどのように尋ねるのが適切かは社会によって異なる。対象者を選定して調査を依頼する手続きに加えて、翻訳作業も必要になる。研究費に限りがある現状で、為替レートの変動も懸念材料となりうる。さらに、EU については、2018年5月から「一般データ保護規則(General Data Protection Regulation: GDPR)」が施行されるようになった。この規則は学術研究については例外が適用されるようだが(板倉 2019)、慎重に理解することが望まれる(たとえば、Jagodzinski 2019を参照)。海外での独自データ収集は以前よりもずっと難しくなっている可能性があり、今後はデータアーカイブのデータ、公的統計の個票データを使った国際比較2次分析がますます重要になるだろう。

(3) 情報技術の発展と「オープンデータ」・「オープンサイエンス」化の流れ

この節の最後に、2次分析の普及に関連して、近年とくに注目される流れを踏まえておく。 データアーカイブから、あるいは公的機関から提供された個票データの2次分析の普及は、 データはそれを収集した研究機関や研究者のものではなく広く社会で共有されるべき公共財

⁵⁾ アメリカミシガン大学の「Panel Study of Income Dynamics」のように、ジョンソン大統領時代の「貧困との闘い」のために開始された調査ですら、研究資金の獲得は課題となっている(村上 2011)。

と位置づけられるようになったことが大きい。

そして最近では統計学,ビックデータ[®],そして AI といったキーワードがブームになって 久しい。これらの言葉は流行語大賞にこそ選ばれなかったが,2000年の流行語大賞となった 「IT 革命」に匹敵するほど,人口に膾炙するようになった[®]。

とくに注目されるのは「オープンデータ」、そして「オープンサイエンス」というアイデアである。総務省によれば、オープンデータとは「国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータ」と定義されており、より具体的には「1 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、2 機械判読に適したもの、3 無償で利用できるもの」と定義されている。そして、オープンデータの意義・目的としては「1 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」、「2 行政の高度化・効率化」、「3 透明性・信頼の向上」が挙げられる。いずれの課題も現代的で重要であろう。法的根拠は「官民データ活用推進基本法」(平成28年)であるが、これにより国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務づけられた。

オープンサイエンスについて、国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センターは2つの流れがあるとし、一つは「サイエンスはよりオープンであるべきであるという、理念的なもの」、もう一つは、「主に行政サイドからくる、説明責任や透明性などの観点からくる」と述べる。同研究所は前者の流れについて、インターネットが普及してコミュニケーションが円滑になったため、「国際共同研究、企業や市民との共同研究が容易になったこと」、そして「データを、ネット上の様々な解析ツールで解析、ヴィジュアルに表現し、研究発信していくこをe-サイエンスとよび、Science 2.0 といった名称を経て、最近はオープンサイエンスとも呼」び、名称の移行につれて「デジタル時代が可能とする、新しい次元の学術活動を創出しようというニュアンスも含まれるように」なったとする。

そして、もう一つの流れは、「行政的な立場からみると、大学等で行われる研究活動の多くは国費により負担され、そこから生じる研究成果は広く国民や社会に還元していくべきと考えられる。ここでいう研究成果は、研究論文や研究活動の過程で取得される実験や観測、調査等による研究データ」と説明されている。

このような動向からうかがえるのは、行政や大学・研究機関などが社会に対して開かれた 存在であることをより求められるようになったが、それは科学技術の発展を伴って生じてい

⁶⁾ 総務省『平成24年通信白書』では、ビックデータは「事業に役立つ知見を導出するためのデータ」と定義されている。

⁷⁾ 情報技術の発展は、私たちの働き方だけではなく、教育・研究にも影響を及ぼす。AI 人材が大幅に不足する見通しであることから、内閣府(2018)は「AI 時代には、・・・(中略)AI で代替しにくい能力で価値創造を行う人材が求められる」と述べているが、2020年からは、小学校においてもプログラミング教育が導入されることとなった。

るということではないだろうか⁸。そして、政策決定やその評価、研究などさまざまな分野において、データを用いた国際比較、とくに公的統計の役割は今後ますます重要性を増すであろう⁹。

筆者がユーロスタットの個票データの2次分析を計画した理由は、住宅、働き方や社会経済的格差に関して包括的な調査データが提供されていること、提供されているデータのなかに筆者の研究対象国であるオランダが含まれていることに意義を感じたためである。

現状ではユーロスタットの個票データ利用手続きは日本ではまだあまり知られていないといってよいだろう。桃山学院大学は、2017年に日本で一例目あるいは二例目の個票データ利用機関として認められた。立命館大学も桃山学院大学もほぼ同時期に利用機関として認められたようであり、どのような手続きを踏めばよいか筆者は手探りの状態であった。日本では利用例も少なく(福田 2007)、本稿が後続の研究機関ひいては学術研究に貢献できれば幸いである。以下、本稿の2節で利用申請手続きの概略とポイントを説明し、3節でまとめる。データ利用上の注意と利用例は別の機会に譲りたい。

2. 利用申請手続き

(1) ユーロスタットはどのようなデータを提供しているか

ユーロスタットのウェブサイト(図 1)からは調査の概要,調査票,変数リストなどが入手できる。秘匿処理が施されている研究目的のデータ(Scientific Use Files; SUFs)とそれよりも情報が少なく研究目的には限定されない Public microdata (public use files; PUFs) がある。

表1は、ユーロスタットが提供しているデータをまとめたものである。

「The European Community Household Panel (ECHP)」は世帯と個人を毎年調査したパネル調査(8年間)であり、収入、経済状況、職業生活、住環境、社会関係、健康などが調査項目となっている。後続の調査は「The European Union Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC)」だが、縦断的分析はできなくなっているようだ。「The European Union Labour Force Survey (EU LFS)」は15歳以上の個人を対象に労働力参加について尋ねているが、非労働力に分類されている個人の情報も得られる。「The Community Innovation Survey (CIS)」は企業体のイノベーションに関する調査、「The European Union Structure of Earnings Survey (SES)」は賃金に関する個人を対象とした調査である。「The Adult Education Survey (AES)」は成人の教育や訓練など生涯学習に関する調査であるが、「The Continuing Vocational Training Survey (CVTS)」は職業訓練などに関して企業を対象とおり、この2つで生涯学習の状況を明らかにしている。「The European Road Freight Transport

⁸⁾ オープンソース・フリーソフトウェアの発達も、この流れを生み出した背景にあると考えられる。

⁹⁾ オープンサイエンスをめぐる課題は、国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センターのウェブサイトで公表されている資料や近藤康久(2019)などを参照のこと。

図1 ユーロスタットの個票データの提供に関するウェブページ



表1 ユーロスタットが提供している個票データ

Scientific Use

European Community Household Panel (ECHP)

European Union Labour Force Survey (LFS)

Community Innovation Survey (CIS)

European Union Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC)

Structure of Earnings Survey (SES)

Adult Education Survey (AES)

European Road Freight Transport Survey (ERFT)

European Health Interview Survey (EHIS)

Continuing Vocational Training Survey (CVTS)

Information and Comunications Technology (ICT) usage in Households and by indivisuals

Micro-Moments Dataset (MMD)

Household Budget Survey (HBS)

Public Microdata

Labour Force Survey

Statistics on Income and Living Conditions

Survey(ERFT)」は乗り物や移動に関する調査,「The European Health Interview Survey (EHIS)」は15歳以上の個人を対象に健康状態,医療サービスの利用,健康の規定要因,社会経済的要因に関する調査である。「Information and Communication Technology usage in Household and by individuals」は「Community Statistics on Information Society」に名称が変更になっているが,16~74歳の ICT へのアクセス,コンピューターやインターネットの利用実態などを調査している。「Micro-Moments Dataset」は企業の ICT 利用や e-コマースなど4つのデータから構成される。「The Household Budget Surveys (HBS)」は家計支出に関する調査であり,主な目的は消費者物価指数を計算するためである。EU 加盟国のすべてのデータが,すべての年についてそろっているわけではない点に注意が必要である。

(2) 利用手続きの流れ

利用手続きの詳細はウェブサイト上で公開されている「How to apply for microdata access?」という文書にまとめられている。全体の流れとしては、まず、適正な研究機関であることの認定を受けたのち、その研究機関に所属する研究者がそれぞれの研究計画に従ってデータの利用を申請する。前者の手続きは一度だけで済むが、後者の手続きはその都度行うこととなる。以前は個票データの利用にあたって高額な利用料が徴収されていたが、それを徴収しなくなった代わりに適正な研究機関であることの認定を受けることが必ず求められるようになった。

(3) 適正な利用機関であることの認定

研究機関がユーロスタットから認定を得るための基準は、「eligibility」(1) 組織(あるいは部門)の主な活動の一つが研究であること、(2) 研究成果が公表されていることが明確であること、(3) 科学的な結論を下すにあたって、独立して自律的であること、(4) データセキュリティが適切に確保されること(秘匿性の侵害を予防し、万が一の際には必要な措置を講じることも含む)、そして、「responsibilities」(1) データへのアクセスは承認された目的のために限定されることと、(2) データの物理的なセキュリティを確保する責任を機関が持つこと、である。

ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入して担当(ESTAT-ENTITIES-ASSESSMENT@ec.europa.eu)に送る。以下,書類の各項目とそこに何をどのように書いたのか概略を述べる。「1. Identification of the entity」「1.1 General information」では,大学名,住所,ウェブサイトアドレスを記入し,「1.2 Legal status」では組織の目的を一覧から選択する。「1.3 Duly designated representative of the research entity」では,代表者である学長の氏名と職位と連絡先(学部事務課)を記した。

「2. Purpose of the entity」「2.1 Main purpose and activity of the entity」では、学院の創立年と創立者(ワレン師)、大学の創立年、学部学科・大学院の構成、学生数について記し

た。教員は教育・研究活動に従事していることも明記した。「2.2 Please describe how research activity is organised in the entity (only if research is not its main purpose)」では、教員はいずれかの学部、さらに総合研究所に所属していること、総合研究所の組織、総合研究所委員会規定、総合研究所委員会の構成、研究支援課(当時)の構成と役割、研究活動における学部長の役割、監査を記述した。あわせて、本学の教員は研究活動に関する2つのガイドライン(文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「桃山学院大学研究倫理基準」)に則って活動していること、本学研究倫理委員会があり、委員長は副学長であることを説明した。

「3. Research activities in the entity」「3. 1 Please list the publications issued by the research entity and major research projects in which the research entity has been involved (or provide a link to this information)」では、『紀要』・『論集』など本学で刊行しているすべての学術雑誌名,『研究叢書』、『ワーキングペーパー』、『ディスカッションペーパー』,「共同研究プロジェクト」について説明し、必要に応じて CiNii や総合研究所のウェブサイトへのリンクを貼った。これらの成果以外にも、本学の構成員は学外の学会誌や学会報告、書籍等などで研究成果を公表していることも書き添えた。

「4. Organisational and financial arrangements for research within the entity」「4.1 Does the research entity depend on another organisation or does it constitute a separate, self-contained unit? Please describe the entity's organisational set-up.」では、桃山学院の構成と大学の独立性について、「4.2 Funding Please explain how the entity is financed, in particular its research activities (directly or indirectly, through contracts with commercial companies or other bodies, etc.).」では、学院の予算資料をもとに収入について説明し、文部科学省の科学研究費を獲得しているケースもあることを述べた。「4.3 What is the size, in terms of number of staff employed (head count – researchers and support staff) of the applying research entity (the whole research entity or research department of the organisation, depending on the application)?」では、専任教員、契約教員、非常勤講師、チャプレン、非常勤を含む職員数を示した。

「5. Safeguards in place」「5.1 Please describe the physical security of the entity's premises.」ではハード面・ソフト面のセキュリティ対策について明記した。PC にログインする際には IC カードが必要であること,情報センターはウイルス感染を予防・検知するシステムを提供し定期的なメンテナンスを行っていること,研究室は施錠できること,学内には防犯カメラが設置されていること,守衛室があること,日祝日には入退館記録を記入すること,「5.2 Please describe the entity's computer system. How is the computer network isolated from the rest of the organisation and the outside world?」では「virtual local area network (VLAN)」が導入されていることを具体的に説明した。「5.3 Please describe how confidential data will be securely kept at your premises and define the measures in place to monitor the access to these data」では情報センターによるウイルス対策,アクセス記録のほか,教員は

研究倫理教育を受けていること、大学のメールアドレスから外部のメーリングリストには登録できないことも記した。さらに、利用機関として認定された場合には、施錠可能な研究室1(聖トマス館)に分析専用のスタンドアロンのデスクトップPCを設置し、アクセスログを取得できる「MylogStar3 Desktop Software」をインストールすること、データの分析はは平日の業務時間に限定されること、データの入ったメディアは研究室1の施錠可能なキャビネットに保管することとした。現在、研究室1にはPCやディスプレイ、プリンターやハードディスクも設置され、すでに利用可能な状態となっている。

「6. Contact details of person in charge of coordinating research proposals (contact person)」 「6.1 Please state the name(s), position and contact details of the person responsible for organising access in the research entity in accordance with the relevant obligations1 (contact person).」では、コンタクトパーソン(本学のコーディネーター)として筆者の氏名,職位,所属学部、連絡先を記した。

「7. Additional information」「7.1. Please briefly describe the planned research proposal, if any (project for which access to confidential data for scientific purposes will be requested).」では,筆者の分析計画を簡単に記した。「7.2. Additional comments – free text」(任意)では,筆者がこれまで日本の2つのデータアーカイブの運営業務にかかわってきた経験があることを記した。

加筆修正が求められたのは、情報セキュリティへの対応、学内紀要等に掲載された論文のうち英語で執筆された論文のリストアップ、本学の英語版ウェブサイトに St. Andrew's University と記されていることの説明であった。リストアップの求めに対しては、過去3年以内に公表された英語論文の書誌情報を整理し、学内リポジトリの各論文へのリンクも貼ることで対応した。さらに追加提出を求められたのは「A1. Legal act creating the entity and/or Articles of incorporation」(「寄付行為」)、組織図、「A3. Confidentiality undertaking & Terms of use of confidential data for scientific purposes」であった。そして学長が契約書にサインし、審査が完了すると Research Entity Reference Number (2017/103/JP)、システムへのログイン ID とパスワードが発行された。「Eurostat Microdata Access Newsletter 3」「EU-Userconference (7-8 March 2019) & Pre-Conference Workshop 3」の案内も送られてきた。

(4) 個票データ申請

個票データの申請は、EU login システムを通して行う。「1. Research entity」では、Research Entity Reference Number * (2017/103/JP)、所属機関の名称(正式名称、略称、英語の名称)、住所、ウェブサイトのアドレス、コンタクトパーソンの氏名、Network project か否か、を入力する。

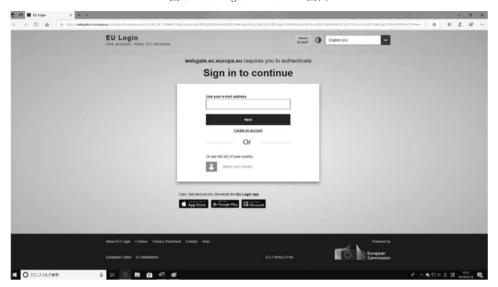


図2 EU login システムの画面

- 「2. Persons who will have access to the data」では、研究代表者の氏名と職位、電話番号、メールアドレスを記入し、その他にも参加者がいれば同様の情報を記入した(詳細な項番号は省略する)。
- 「3. Purpose of the research proposal」には、「3.1 Title(s) of the Research Project Proposal」(研究課題名)、「3.2 Description of the research proposal」(研究の背景や意義)、「3.4 Objective's description」(研究の目的)、「3.5 Why publicly available data can not be used for the project?」公開データではなく個票データを用いる必要性、「3.6 Duration start end」(データ利用期間)を記す(「3.3 Linked applications」は省略する)。
- 「4. Datasets selection」では,まず「4.1 Datasets」で提供されているデータ一覧の中から利用を希望するデータを選ぶ。「4.2 Type of confidential data」では,データの種類を選ぶ。研究目的のデータが大半だが,一部のデータは Eurostat Safe Centre で分析できる。「4.3 Description of variable groups, reference years and target population in the selected datasets」では分析に用いるデータセット¹⁰⁾ と分析の対象国¹¹⁾ を記述する。「4.4 Access to subsequent releases of the selected datasets within the duration of the project?」では,新しいデータがリリースされた場合に利用を希望するかどうかを選ぶ。「4.5 How each of the chosen datasets

¹⁰⁾ たとえば、European Union Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC) では、Personal data, Household data は基本的な質問項目であるが、調査年によって異なるモジュールがある。Intergenerational transmission of disadvantage (2011)、Housing conditions (2007, 2012)、Intergenerational transmission of poverty (2005)、Social participation (2006)、Material deprivation (2009, 2014)、Social and cultural participation and material deprivation (2015)、Access to service (2016)、Material deprivation、wellbeing and housing difficulties (2018) などのモジュールがある。

¹¹⁾ オランダのデータのみを分析対象としたところ、オランダ統計局に相談するように勧められた。

will be used?」は分析計画である。「4.6 Methods of statistical analysis to be used」では用いる分析手法を具体的に書く。

「5. Results of statistical analysis」のうち、「5.1 Expected outcomes of the research」では予想される分析結果を、「5.2 How the results of the research will be published?」には雑誌名、学会名など成果の公表予定を記す。

「6. Safekeeping of the data」では、「6.1 Description of safekeeping of scientific use files」、「6.2 Description of anonymisation of results to be published」では、データおよび中間生成物(分析途中のアウトプットなど)へのアクセスは申請者のみに限られることを明記すること、さらに、成果物の公表についても、"Self-study material for the users of microdata"を参照して加筆修正するように指示された。この資料では、クロス表の各セルの最小のケース数など具体的な例とともに説明が示されている。

申請が完了するまでの所要期間は、利用機関としての申請に4週間、個票データ利用申請は8~10週間とされている。追加提出を求められる資料の英語版があればすぐに対応可能だが、英語版がない場合は用意する必要がある。十分な余裕をもって臨みたい。それでも、夏のバカンスシーズンを除けば、提出するとすぐに返信があることが多かった。書類の提出や修正は随時受け付けており、決まった受付期間や締め切りはない。なお、関連書類がバージョンアップされたり、新しい手引きが作成されることがあるので、申請時・利用中とも常に最新の情報を収集し、ユーロスタットの担当者に相談するのがよさそうだ。ユーロスタットの担当者からは時折フォローのメールがある。

3. ま と め

本稿ではユーロスタットの個票データ利用申請手続きについて概略を示した。申請の大きなポイントは、データを収録したメディア、ウイルス対策、ならびに中間生成物の管理も含めたソフト・ハード面でのセキュリティ対策、そして適切な公表(秘匿性の確保)である。

書類の作成自体だけではなく、学内の情報セキュリティの確保やそのための学内調整にも時間を要した。本学にとってこのような手続は初めてのことであったが、趣旨およびデータの利用資格は構成員全体に及ぶことを説明したところ、学長以下、関連部署の職員、また教員の多大なる協力を得ることができたことに感謝したい。

利用規則の遵守は言うまでもないことだが、大事なことは公的統計の個票データの分析自体ではなく、どのような理論や仮説に基づき、何を明らかにするかである。そのためには、データの特徴を知ること、データに合った分析手法を用いることも必要であろう。公的統計の個票データが万能ではなく、ウェブサイトで公表されている集計表の整理、またデータアーカイブを通して提供されているデータも依然として有効である。それでも、大規模で信頼性の高い公的統計の2次分析の重要性は高く、今後の発展に期待したい。

参考文献

福田節也,2007,「ジェンダーシステムと女性の結婚選択(1)ヨーロッパ諸国における『女性の経済的自立仮説』の検証」『季刊家計経済研究』76:45-53.

板倉陽一郎, 2019, 「GDPR に対する日本の学協会・研究機関の実践的対応について |

(http://www.sci.go.jp/ja/event/pdf2/274-s-1-2-3.pdf).

Inglehart, Ronald F., 2018, Cultural Evolution: People's Motivations are Changing, and Reshaping the World (=2019, 山崎聖子訳『文化的進化論――人びとの価値観と行動が世界をつくりかえる』勁草書房.).

伊藤伸介・石田賢示・藤原翔・三輪哲,2017,「社会データ分析の新時代:公的統計データの社会学的研究への利活用」『理論と方法』32(2):321-336.

Jagodzinski, Wolfgang (真鍋一史訳), 2019, 「ヨーロッパおよびドイツにおけるデータ保護規制のもとでの科学的研究のための個人データの処理|『社会と調査』22:56-64.

木下栄二,2013,「社会調査へようこそ」大谷信介・木下栄二・後藤範章・小松洋編著『新・社会調査へのアプローチ』ミネルヴァ書房.

国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター,「オープンサイエンス概要」

(https://rcos.nii.ac.jp/openscience/, 2019年10月13日確認).

近藤康久, 2019,「オープンサイエンスとオープンガバナンスの倫理的諸問題」『社会と調査』 23:43-51

村上あかね, 2011, 「世界の調査/日本の調査 Panel Study of Income Dynamics (PSID) ——40年を超 える調査の歴史」『社会と調査』7:5-11.

村上あかね,2017,「特集イントロダクション」『理論と方法』32(2):305-309.

佐藤博樹・石田浩・池田謙一編,2000,「社会調査の公開データ——2次分析への招待」東京大学出版会。

鎮目真人・近藤正基,2013,「福祉国家を比較するために」鎮目真人・近藤正基編,『比較福祉国家——理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房,3-19.

政府 CIO ポータル「オープンデータ」(https://cio.go.jp/policy-opendata, 2019年10月13日確認).

総務省、「統計法について」(http://www.soumu.go.jp/toukei toukatsu/index/seido/1-1n.htm).

総務省「地方公共団体のオープンデータの推進」

(http://www.soumu.go.jp/menu seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/, 2019年10月13日確認).

総務省,2012,『平成24年通信白書』

(http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc121410.html, 2019年10月13日確認).

内閣府, 2018, 「未来投資戦略 2018 ― 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革― |

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018 zentai.pdf, 2019年10月13日確認).

中村英昭,2017,「公的統計データの二次的利用の動向:オンサイト利用を中心に」『理論と方法』 32(2):310-20.

European Commission, "Data Protection in EU (Data protection: Rules for the protection of personal data inside and outside the EU)."

(https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-protection-eu_en, 2019年5月14日確認).

, "Guidelines for the assessment of research entities, research proposals and access facilities," (https://ec.europa.eu/eurostat/documents/203647/771732/guidelines-assessment.pdf, 2019年5月14日確認).

Eurostat, "About Eurostat: Overview," (https://ec.europa.eu/eurostat/about/overview).

——, "Data: Access to Microdata""

(https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/overview, 2019年5月14日確認).

——, "How to Apply for Microdata?"

https://ec.europa.eu/eurostat/documents/203647/771732/How_to_apply_for_microdata_access.pdf, 2019年5月14日確認).

———, "Overview: Statistical confidentiality and personal data protection,"

(https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/statistical-confidentiality-and-personal-data-protection, 2019 年 5 月14日確認).

, "Self-study Material for the Users of Microdata,"

(https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/overview/self-study-material-for-microdata-users, 2019年5月14日確認).

Consortium of European Social Science Data Archives (CESSDA) https://www.cessda.eu/ (2019年10月13 日確認).

DATA GO JP (https://www.data.go.jp/) (2019年10月13日確認).

Inter-university Consortium for Political and Social Research (ICPSR)

https://www.icpsr.umich.edu/icpsrweb/ (2019年10月14日確認).

慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センター https://www.pdrc.keio.ac.jp/ (2019年10月14日確認).

立教大学社会調査データアーカイブ Rikkyo University Data Archive (RUDA)

https://ruda.rikkyo.ac.jp/dspace/(2019年10月14日確認).

質問紙法に基づく社会調査データベース(SRDQ)http://srdq.hus.osaka-u.ac.jp/(2019年10月14日確認).

東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)

https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/(2019年10月13日確認).

【謝辞】本論文は桃山学院大学海外研修制度,2017年度特定個人研究費,JSPS 科研費JP15K03826の助成を受けた成果の一部です。利用申請にあたっては、牧野丹奈子学長、辰巳吉孝研究支援課長、浅井玲研究支援課員、山崎真由美学長室課員、吉岡省吾ワイズ情報技術サービス株式会社代表取締役社長、研究所運営委員会、図書館運営員会の先生方、文部科学省に大変お世話になりました。改めて感謝いたします。

(2019年5月15日受理)

Comparative Studies Using Microdata from Eurostat: How to Apply for Microdata

MURAKAMI Akane

The aim of this paper is to explain how to apply for microdata provided by Eurostat. Comparative studies using microdata of official statistics contribute to understanding our societies. Official statistics as public goods are significant not only for decision-making and evaluation purposes, but also for scientific purposes through academic research. The application procedure comprises two steps. The outcome of Step 1 is for a research organization to be recognized as a research entity. Important factors in Step 1 are the eligibility and responsibilities of the research entity; the main purpose of an organization; providing evidence of research publication; independence and autonomy in formulating scientific conclusions; and adequate data security safeguards, including accessing confidential data only for the agreed-upon purposes and guaranteeing the physical security of the data. Once Eurostat have recognized the organization as a research entity, researchers can apply for access to microdata. Important factors to consider in Step 2 are the purpose of the research proposal; safekeeping of the data; and intermediate and final results for assuring anonymity of the respondents.